



商工会議所ニュース

No.9

各地商工会議所
日本商工会議所

かわら版

商工会議所は、明治11(1878)年に、商工業者の意見を集約し、政府に建議要望等を行う機関として初めて東京に創設され、以後、現在までに全国514カ所に設立されている、あらゆる業種・業態の商工業者からなる「地域総合経済団体」です。

商工会議所数：514
総会員数：129万会員

◆意見・要望活動(法改正)

民法の抜本改正に意見 「中小企業の経営実態に即した 改正を」

日本商工会議所はこのたび、「民法(債権法)改正に対する商工会議所の意見」を取りまとめた。11月29日に法務省に提出し、中小企業の事業活動に影響を与えると想定される論点について商工会議所の考え方を説明、来年2月に公表予定の中間試案の内容に反映させるよう求めた。

契約に関する規定を中心に審議

法務省は平成21年11月から、法制審議会の民法(債権関係)部会において、民法のうち特に契約に関する規定を中心に、改正に向けた審議を重ねている。審議会での議論を踏まえ、来年2月をめどに中間試案の公表を予定している。

日商では、同部会に東京商工会議所の大島博議員を派遣し、およそ110年ぶりとなる抜本改正が中小企業の経営実態に即したものとなるよう働き掛けを行ってきた。

その上で、特に中小企業に与える影響が大きいと思われるテーマについて、中間試案に商工会議所の考え方・主張を反映させるため、このほど意見として取りまとめることとした。

中小企業の事業活動に特に影響を与えると想定される改正の論点

論点	現在の審議会提案の方向性
債権譲渡	中小企業の資金調達手段を多様化させるため、債権譲渡禁止特約の効力を制限
保証	保証人を保護する制度を拡充するほか、個人の保証(代表者保証以外)を禁止
契約交渉段階の規律	契約締結前でも損害賠償が認められる場合があることを明文化
不実表示	事実と異なる表示に基づいて契約した場合、その取り消しを認める規定を創設する
約款・不当条項規制	当事者が認識していない約款が契約内容になるための要件を明文化
継続的契約の終了に関する規律	長期間に渡る継続的な契約は契約通りに解除できない場合があることを明文化
消費者・事業者に関する規定	民法に消費者、事業者という概念を設け、それぞれに異なる規律を置く



※意見全文はホームページ(<http://www.jcci.or.jp/2012/11/29/recommend/request/121129minpoiken.pdf>)を参照

慎重に検討すべき項目も

同意見では、まず、「国民一般に分かりやすいものとする」「社会・経済の変化への対応」という視点で民法を改正することを評価する一方で、「約款」など個別の論点について、「慎重に検討すべき項目も少なくない」と指摘。各論点について、中小企業への影響を示すとともに、想定される問題点を列挙し、中小企業の経営実態に即した検討を行うよう求めている。

なお、中間試案の公表後には、幅広い論点についてあらためて意見を取りまとめる予定。

日本商工会議所は引き続き、会員企業の事業環境整備に向けた意見・要望を積極的に行っていく。

◆青年部(日本YEG・各地YEGの活動)

若き起業家集団 日本商工会議所青年部(日本YEG) 新しいビジネスチャンスの創造「YEGモール」開設!

各地商工会議所青年部(=YEG)の全国団体である日本YEGは、インターネットショッピングモール「YEGモール」を開設。全国各地の地場産品を紹介し、地域活性化を図るとともに、東日本大震災被災地の産品を集めた特集ページを設けるなど被災地支援にもつなげる。日本YEGの尾山謙二郎会長(=富山YEG)は「震災で被災した企業に対する支援はこれからが本番となる。このモールで日本を元気にしたい」と語った。

YEGは、次代の地域経済を担う若手経営者・後継者の相互研鑽の場として、また、青年経済人として資質の向上と会員相互の交流を通じて、企業の発展と豊かな地域経済社会を築くことを目的に、各地商工会議所に設置されている。

各地YEGならびに日本YEGは引き続き、YEG



尾山会長(右)とYEGモール”応援団長”に就任した元読売巨人軍の榎原寛己投手(12/7記者会見場にて)

YEGモールの詳細はこちらから

URL : <https://www.yegmall.com/>

ネットワークを生かした提言活動やイベント開催による地域活性化支援に果敢に取り組んでいく。

※YEGとは、「若き起業家集団(Young Entrepreneurs Group)」の頭文字をとったもの

◆産業人の育成(検定試験)

商工会議所の検定試験は、 社員のスキルアップをお手伝いし、実務能力を証明します!

商工会議所は、「簿記」「販売士」「日商PC」など、ビジネスの実務に役立つ各種の検定試験を実施しています。産業界からの厚い信頼に支えられ、受験者数は年間85万人(平成23年度実績)を記録しています。

なかでも、簿記は、財務諸表を読む力やコスト意識の醸成など、仕事を数字でとらえる感覚を養える、ビジネスパーソン必須の知識・スキルを修得できる資格です。

簿記の受験者数は、年間62万人を超え(同)、社員に取得を奨励し、昇進・昇格の要件にしている企業があるほか、多くの大学で推せん入学要件や単位認定として活用されるなど、社会的に高い評価を得ています。

試験は年3回(6月、11月、2月)実施。毎回の試験後には「出題の意図・講評」を検定ホームページに掲載し、受験勉強に役立てていただいています。

簿記をはじめとする各検定試験の詳細については、「検定ホームページ」(<http://www.kentei.ne.jp/>)を参照いただくか、検定情報ダイヤルTEL:03-5777-8600(8:00~22:00年中無休)までお問い合わせください。



商工会議所の検定試験PRポスター「NEXT JAPAN」
検定試験の詳細は をクリック。

(お問い合わせ先)

商工会議所は、地域の商工業者の応援団です。